

議案第37号

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（手数料の返還）

第10条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表し尿及び浄化槽汚泥の項中「315円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。